

4.15 2011
臨時号



1月12日 象潟公民館で行われた市民説明会

市民説明会と パブリックコメントについて

「にかほ市議会基本条例（案）」
「政務調査費の交付に関する条例（案）」

にかほ市議会

議長 佐藤 文昭

このたびの東日本大震災は、世界を見ても、大規模で甚大な被害となりました。

本市では幸いなことに大きな被害の報告はありませんでしたが、被災地への支援、生活に必要な物資の確保などに迅速に対応しました。

そして今回の震災を教訓として、一人ひとりがこれまでの生活を見つめなおしていくことが大切であると痛感しました。被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を願っております。

さて、市議会では「にかほ市議会基本条例（案）」、「政務調査費の交付に関する条例（案）」の二つの条例について、1月11日から14日までの4日間、市内

8箇所の会場で説明会を行うとともに、1月には一ヶ月にわたりパブリックコメントをお寄せいただきました。説明会にご参加くださいました方々、ご意見をお寄せくださいました方々に感謝申し上げます。

また、自分たち議員が向き、市民の皆様から直接意見をいただいたことは、とても有意義なことでもありました。

今回の臨時号では、皆様からのご意見を取りまとめたので、報告させていただきます。そして、これをもとによりよい条例制定に向けて協議を積み上げていきたいと思つております。ご協力ありがとうございます。

【主な内容】

◇ 条例案策定までの経過

○議会基本条例（案）について 2~6

○政務調査費の交付に関する条例（案）について 7~9

◇ パブリックコメント 10~13

議会基本条例

No	会場	素案	ご意見	会場での回答	市議会としての考え方
1	小出地区 上郷地区 象潟地区	第4条 議員の活動原則	基本条例は議員としての責務ではないのか。	議会基本条例は市民に対する議会の約束だと思っています。制定されることにより議会が市民にとつて身近な存在になり、もつとわかりやすい議会としての責任を果たしていきます。	議会基本条例は市民に対する議会の約束だと思っています。制定されることにより議会が市民にとつて身近な存在になり、もつとわかりやすい議会としての責任を果たしていきます。
2	平沢地区	第4条 議員の活動原則	議員立法の実績が今まであるのか。	議員立法についてはあまりありません。	議員立法についてはあまりありません。
3	上浜地区 釜ヶ台地区	第4条 議員の活動原則	議員立法の実績が今まであるのか。	議員立法についてはあまりありません。	議員立法についてはあまりありません。
4	院内地区	第4条 議員の活動原則	議員立法の実績が今まであるのか。	議員立法についてはあまりありません。	議員立法についてはあまりありません。
5	上浜地区 釜ヶ台地区	第5条会派	会派制をとる理由・会派制の効果はどのようなものか。	議員立法についてはあまりありません。	議員立法についてはあまりありません。
6	上浜地区	第5条会派	これまでにも会派はあつたが、会派と基本条例の関係はどうなのか。あえて条例に規定したのはなぜか。	議員立法についてはあまりありません。	議員立法についてはあまりありません。
			議会改革を進める第一段階として会派制の導人があります。基本条例にもあります が、会派は会議において意思を表明することができ、現在も市民との意見交換の活動を行っているので、引き続き積極的に行ってもらいたいと思っています。 基本条例の中に会派を規定したのは、議会の活性化が目的です。議員同士の政策レベルを高めていくことにより、市民の声を受け取りやすくなります。	議員立法としては可決した経緯があります。	議員立法としては可決した経緯があります。
			会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。

No	会場	素案	ご意見	会場での回答	市議会としての考え方
7	上浜地区	第5条会派	これまでの会派の成果はどうな のか。		
12	平沢地区	第9条市民参加及び市民との連携	市民の多様な意見を聞くのは、議員としてか、会派としてか、ど こなのか。	報告会の内容は具体的に決まつ ているのか。最低でも年一回は開 いてほしい。議員との交流の場が少 ない。	いろいろな部分で効率的に議員間の情 報がかなり入っており、先進地視察、市 民との対話、会派の会報発行等、議会の 中においても十分な効果が出てきていま す。
11	平沢地区	第9条市民参加及び市民との連携	議員としてか、会派としてか、ど こなのか。	請願、陳情を政策提案と位置づ けるとあるが、記録等に残してそ の過程を閲覧できるのか。	議会が市民にとつて身近な存在になる よう、意見交換の場については、今後具 体的要綱を決めていきます。
10	上浜地区	第9条市民参加及び市民との連携	議員としてか、会派としてか、ど こなのか。	請願は紹介議員が必要であり、陳情は 各種団体、各集落から出ています。審査 の経過、結果はすべて記録として残して おり、閲覧できます。	制定されることにより議会が市民にと つて身近な存在になり、もつとわかりや すい議会運営を行っていきます。
9	小出地区	第9条市民参加及び市民との連携	議員としてか、会派としてか、ど こなのか。	時代の変化に応じた議会運営をしなが ら市民の目線で、市民との意見交換を通 じてさまざまな情報を共有していきたい と考えています。	議会が市民にとつて身近な存在になる よう、意見交換の場については、今後具 体的要綱を決めていきます。
8	平沢地区	第9条市民参加及び市民との連携	議員としてか、会派としてか、ど こなのか。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。
7	上浜地区	第9条市民参加及び市民との連携	議員としてか、会派としてか、ど こなのか。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。

No	会場	素案	ご意見	会場での回答	市議会としての考え方
13	上郷地区	第10条 議会と市長等との関係	市長の反問権とはどういうものか。	議員の一般質問に対し答弁するだけでしたが、議員の提言について、どういうことを考えているか、と市長から逆に質問できる権利です。	会場での回答の通りです。
14	平沢地区	第10条 議会と市長等との関係	市長の反問権に対し議員は対等に回答できるのか、反問権の乱用にならないか。	反問権により議員は高度な調査・回答能力が必要になります。反問権の許可は議長の議事整理権であり、今後実施するにあたり議会での協議が必要です。	会場での回答の通りです。
15	上浜地区	第10条 議会と市長等との関係	反問権の市長等とは何か。	市長のほか副市長、教育長をいいます。	会場での回答の通りです。
16	院内地区	第10条 議会と市長等との関係	反問権について、市長に対して議員が強い立場で意見を言えることが必要だ。審議の経過をもつと伝えれば市民も議会について理解、納得しやすくなるのではないか。	一般質問で市長との一問一答方式や反問権の導入で同等の立場で意見交換を行います。	会場での回答の通りです。
17	上郷地区	第15条 自由討議の保障及び拡大	「自由討議の保障及び拡大」を定める意義は何か。	議員間の討議を活発にして審議を深めたいという事です。	会場での回答の通りです。
18	平沢地区	第15条 自由討議の保障及び拡大	「自由討議の保障及び拡大」を定める意義を説明してもらいたい。	議員相互間の議論を深めていくということが議会基本条例の一つの核でもあります。	会場での回答の通りです。
19	平沢地区	第17条 政務調査費の執行及び公開	議会基本条例と政務調査費条例は関連があるのか。	議会活動を示すという中で政務調査費の項目を設けています。透明性を確保して市民に対する情報公開に応えるということで、2つの条例はセットになると考えていま	会場での回答の通りです。

No	会場	素案	ご意見	会場での回答	市議会としての考え方
20 象潟地区	会場	第24条 条例の検証及び 見直し手続き	条例目的達成の検証は、内部の人ではなく、外部の人によることが必要だ。	条例は改正することが可能である。外部について検討させてもらいます。	条例にあるとおり検証をすすめ、市民に公表します。改善が必要な場合は検討してまいります。
21 小出地区	会場	条例全体	説明会への参加者が少ないと解釈するのか。	理解を得たものと解釈はしていません。パブリックコメント・説明会での意見等を集約し議会で協議します。	市民説明会、パブリックコメントの意見の集約・回答を行い、議会だより臨時号に載せます。説明会は予定していませんが、今後状況をみながらこれから協議・検討してまいります。
22 小出地区	会場	条例全体	参加者が少ないので、もう一回集まるということになるのか。	人数の多少にかかわらず市民の意見を全部集約して、一番最後にどう整理をするかという大きい仕事がありますから、貴重な意見として持ち帰りたいと思います。	各会場毎の参加人数を別枠に記載いたしましたので参考下さい。
23 小出地区	会場	条例全体	議会だよりに小出の出席人数を載せてほしい。	貴重な意見として持ち帰りたいと思います。	会場での回答の通りです。
24 釜ヶ台地区	会場	条例全体	条例の内容が難しい。	議員が提案し、議会が決定します。	会場での回答の通りです。
25 金浦地区	会場	条例全体	条例は誰が提案し、誰が決めるのか。	議員が提案し、議会が決定します。	会場での回答の通りです。
26 上郷地区	会場	条例全体	条例制定されている県内市町村はどこか。	県内では、藤里町・小坂町・仙北市のみですが、全国では約130の自治体が制定を進めています。	会場での回答の通りです。

No	会場	素案	ご意見	会場での回答	市議会としての考え方
35	院内地区	象潟地区	象潟地区	上浜地区	上浜地区
	条例全体	条例全体	条例全体	条例全体	条例全体
	議会の将来に向けた長期的な展望を出してほしい。	条例のとおり、議員が立派にやつてくれるのかどうか、これをきつと態度で示して、日常活動についても反映させる努力をして市民の負託にこたえられるのか。	この条例の提案時期はいつか。議会基本条例の制定は、秋田県では早いほうか。	本年3月を予定していますが、意見・パブリックコメント等を集約し再度議会で協議することになります。	当局と打ち合わせをし、素案づくりを行ないました。
	市長からの提案の賛否だけをしているのではなく、この条例によって議員の立場を強くして市長と対等にがんばってほしい。	この条例をいかに生かしていくかを考え、まずは制定して実際にやってみて、そして市民から議会活動を見てもらった上で議論する場を設けていくべきです。	議会基本条例の議会としての役割も示されていくべきだと考えています。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。
	二元代表制だといいながら実態はそうではありません。市長と議会の差はあります。その距離を縮めるために、条例を制定して市民の意見を政策に反映させるのがねらいです。	持ち帰つて検討します。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。
	会場での回答の通りです。	議会基本条例制定の上で内容を具体化し、議会活性化に努めてまいります	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。

政務調査費

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No
上浜地区	金浦地区	金象潟地区区	金浦地区	金浦地区	平沢地区	金浦地区	象潟地区	小平沢地区区	象潟地区区	会場
第8条 収支報告書の提 出及び公表	第7条 経理責任者	第6条 使途基準 収支報告書の提 出及び公表	第6条 使途基準	第3条 交付の方法	第3条 交付の方法	第3条 交付の方法	第3条 交付の方法	第2条 交付対象	第1条 趣旨	素案
透明性を高め積極的に使い道を 公表して欲しい。	第7条の経理責任者はだれがな るのか。また会派に所属しない場合 は自分でやることになるのか。	収支報告書の精査はだれが行う のか。第3者委員会で監査すべきだ。	第6条に使途基準に従つてとある が、その基準はあるのか。	県内他市の政務調査費の制定状 況はどうなっているか。	経過を見ると政務調査費の金額 が変わっている。その時々の金額 の意図は何か。	政務調査費12万円の根拠につい ては、例示は高すぎるのではないか。 では、会派への交付か、無会派議員 へはどうなるのか。	議会議員報酬の引き下げに対す る政務調査費ではないのか。	会派への交付か、無会派議員 へはどうなるのか。	議会議員報酬の引き下げに対す る政務調査費ではないのか。	ご意見
そのようにします。	会派の中に必ず経理責任者を置くことにな なっています。会派に所属しない場合は自 分で経理することになります。	計画書、収支計画書を添付してもらうの で、使途のガイドラインに沿つてチェック します。第三者委員会に関しては今後検討 します。	使途基準について、別に要綱（支出でき るもの、支出できないもの等）を作つて あります。	秋田市は月額10万円。能代市、由利本荘 市、大仙市は月額1万円。鹿角市、湯沢市 は5千円。	会派制を導入し、会派の中で政務調査費 についても十二分に協議をしてもらいたい といふことで、各会派から金額を出してもら い、それらを議会運営委員会や全員協議 会で協議し、最終的に今回の12万円という 金額になりました。	一年間活動した会派の実績を積み上げた ものであり妥当であると考えています。	政務調査費については、その必要性は認 めるが、金額については議員間で温度差が あるのが実態です。	会派に属する議員、属さない議員に対し ても交付され、交付については申請主義と なります。	議員報酬と政務調査費は別ものであります。 政務調査費の特性をご理解願います。	会場での回答
会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。	議長の精査、市任命の監 査委員の二段階での精査に なります。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。	市議会としての考え方

No	会場	素案	ご意見	会場での回答	市議会としての考え方
11	金浦地区	第8条 収支報告書の提出 及び公表	上から対象になるか。何円以上から対象になるか。	領収書の添付は1円以上からです。	会場での回答の通りです。
12	平沢地区	第8条 収支報告書の提出 及び公表	領収書を添付とあるが、何円以上から対象になるか。	領収書の添付は1円以上からです。	会場での回答の通りです。
13	上浜地区	第10条 収支報告書の保存及び閲覧	政務調査費は、議会の活性化にとってはよいことと思う。しかし、使途について適正な審査が必要だと思う。使途の厳正な審査を行った方向で行つてほしい。	常に情報公開をして、市民が閲覧できるような決まりを作つていかなければなりません。	条例により閲覧できます。
14	金浦地区	条例全体	今後の制定までの過程はどうなるのか。再度説明会はないのか。	いつでも見られるようにし、透明性を確保します。	会場での回答の通りです。
15	上郷地区	条例全体	政務調査費の案は案でいいが、もう少し市民が裕福になるまで持ち越したらどうか。	市民説明会、パブリックコメントの意見の集約、回答を行い、議会だより臨時号に載せます。説明会は予定していませんが、状況をみながらこれから検討していきます。	会場での回答の通りです。
16	平沢地区	条例全体	H20.11.6に会派制について明記されているが、政務調査費について、この時は検討していないなかのつか。	4日間の市民説明会で出た意見を集約していくと思います。	会場での回答の通りです。
17	平沢地区	条例全体	秋田県は賃金が全国で下から3番目である。また、他市では政務調査費を廃止しているところもある。今、政務調査費を必要とする理由は何か。	資料には明記されていませんが、会派制と一緒に政務調査費の条例についても協議を進めてきました。	会場での回答の通りです。
18	象潟地区	条例全体	政務調査費の使途が全国で問題になつていて、なぜ今になつて市は政務調査費を交付するのである。今、政務調査費を必要とする理由は何か。	広く市民に見える議会活動をするために、当然政務調査費は必要だと考えます。	会場での回答の通りです。
			議会基本条例をこれから議会として、あれば、調査研究、資質の向上、審議能力定められ相応の経費がかかつてきます。条例で	会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。

No	会場	素案	ご意見	会場での回答	市議会としての考え方
23	22	21	20	19	
釜ヶ台地区	象潟地区区	象潟地区	象潟地区	象潟地区	
条例全体	条例全体	条例全体	条例全体	条例全体	
政務調査費について、調査してほしい。途中でやめたりしないでほしい。 がんばつてもらうためには結構なことと思う。むしろ、金額が不足だということで途中でやめたりしないでほしい。	このような社会情勢だから、政務調査費を使うのはやめてもらいたい。	にかほ市の財政は、今は逼迫している。そういう中で予算を使うのだから、何をするのか、しっかりとしていくのなら、使つても仕方ない。	議会基本条例から政務調査費の条文を削除してほしい。	市長の反問権があれば今まで以上に議員は調査、研究しなければならないため経費がかかるが、そのことを議員は誰も言つていなかい。決して政務調査費は無駄なものではなく、よりいい政策ができるれば費用対効果の面から見れば、月額1万円以上の効果が出てくると思う。	基本条例では全市を対象とした意見交換会を開き、より多くの市民の意見を吸収するというのがねらいです。そのためには多くの経費がかかります。議員報酬の中でも賄つている人もいるが、活動範囲がさらに広がると議員報酬内で賄うこととはできません。
会派の諸活動に係る経費は今までには議員報酬から賄つてきました。政務調査費は計畫書を出して交付を受け、最後に精算し、計画金は市に返還するというしくみです。	政務調査費の特性をご理解願います。	地域主権が謳われている中、この制度を導入することによって市長と同等の立場で議論するために議会は努力しなければなりません。	政務調査費の意見については、持ち帰つて検討させて下さい。	会場での回答の通りです。	
会場での回答の通りです。	会場での回答の通りです。	二元代表制の主旨に基づき、政策立案・調査機能の充実、実現能力の向上に努めます。	政務調査費の交付に関する条例を制定するにあたり、適正な執行と使途の透明性を確保するために必要な条文です。		

議会基本条例等にかかるパブリックコメントと回答

この条例については、全世帯に配布し、市のホームページにものせました。条例説明会の場だけでなく、みなさんからご意見・質問などを寄せていただくのがパブリックコメントです。

市民のみなさんから、メール、ファックス、手紙などでご意見、質問を寄せていただきました。寄せられたすべてをのせ、回答を付しています。

(素案の欄中「議」は議会基本条例、「政」は、政務調査費)

No.	月 日	市民の意見	素案	回 答
1	1月4日	政務調査費にかかる条項は不要、政務調査費を交付していない市町村で議会基本条例を制定しているところがいくらでもある。	議	政務調査費が適正に執行され、その使途の透明性を確保するために議会基本条例で定めています。また、政務調査費は政策立案・調査機能の充実、実現能力の向上に資することを目的にしておりますので、その必要性をご理解願います。
2	1月6日	議員は対価として議員報酬のほか、費用弁償や期末手当、被服貸与などの待遇がある。新たな手当て（政務調査費）の交付を受ける条例制定には反対である。	議	確かに難解な表現になりがちかもしれませんが、法制的検討を経た条例文ですのでご理解願います。
		（政務調査費は）議員報酬が引き上げられなかつた分を補完する意図で議会が画策したのではないとかと、多くの市民は不信感を持つだろう。	政	政務調査費は議員に対する報酬や手当ではありません。議員の調査・研究のためだけに支給される補助金です。地方議会の活性化を図るために、その審議能力を強化していくことが不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、平成12年5月に地方自治法が改正され、制度化されたものです。
		議会基本条例は、自治六法を基本にして、にかほ市例規及び自治基本条例にすべて網羅されているので作る必要はない。	議	にかほ市自治基本条例は、市の自治の最高規範として制定され、議会の役割や議会・議員の責務を定めています。議会では、市の最高意思決定機関として、地方自治に基づく議会運営の基本原則を定めるものです。
		会派は派閥ではないか。	議	会派は、政策・主義・目的などを共有する議員の集まりです。
		政務調査費交付条例は、調査費交付金を隠れ蓑にした税金の流用でないか。	政	政務調査費は議員に対する報酬や手当ではありません。議員の調査・研究のためだけに支給される補助金です。議会の活性化を図るために、その審議能力を強化していくことが不可欠であり、

No	月 日	市 民 の 意 見	素 案	回 答
6	1月 21日	市自治基本条例を作るときに、議員も委員の中に入つて、一体感のもとに作るべきであった。	議	地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、平成12年5月に地方自治法が改正され、制度化されたものです。
5	1月 18日	政務調査費は、金額の多少にかかわらず、もう少し市民が納得できる議員活動を見せてから考えてもらいたい。	議 16条4項	自治基本条例の策定委員に議員は入つていませんが、条例策定にあたって議会でも十分に審議しています。
4	1月 17日	16条4項で委員会の公開を義務付けられているが委員会条例20条の秘密会との取り扱いに整合性がないのではないか。	議 18条	市民との対話、調査研究、研修会等、幅広く市民に見える議会活動をするためにも、政務調査費は必要だと考えています。
3	1月 11日	政務調査費を制度化しても、それを十分に活用して、市民の幸いにつながる仕事をしてもらえるとは思えない。		市民との対話、調査研究、研修会等、幅広く市民に見える議会活動をするためにも、政務調査費は必要だと考えています。
6	1月 21日	第4項を新設し、「議員研修は議員の自己責任の基に行い、研修費用は各議員が負担するものとする」を追加する。 民間企業社員及び職人は能力向上、自己研鑽費用は自己負担が当たり前である。	議 16条4項 議 18条	委員会条例に基づいて公開するものであり、委員会条例ではその議決により秘密会とすることができます。
5	1月 18日	第1項を「政務調査結果報告書を精査し政務調査費交付に値するか否かを判断し、交付に値する政務調査結果報告書を提出した会派及び議員が申請できる」に変更する。		地方自治法第100条第14項には、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるとなつて いるものです。
4	1月 17日	1項中、「別に定める使途基準に従つて」を「本条例の附則に定める別記様式により」に改める。	議 17条 政 8条1項	交付を受けるにあたつては、市長に交付申請書を提出し、市長から交付決定されます。また年度分の収支報告書とすべての領収書の添付が義務付けられ、残余がある場合や基準外使途がある場合は返還するものです。
3	1月 11日	これらはいずれも規則で定めるものです。		

No	月 日	市民の意見	素案	回	答
7	1月25日	議員の中には活動意欲の旺盛な方もいると思われるでの、専従制度を設けて365日・24時間思い切り議員活動してみてはどうか。	議会基本条例制定のうえで、内容を具体化し長期的に検討し議会の活性化に務めてまいります。	調査機能の充実、実現能力の向上に資することを目的にしておりますので、その必要性をご理解願います。	
8	1月25日	政務調査費の条例化一時保留（凍結）を望む。	政務調査費の特性と必要性をご理解願います。	ご意見として承ります。	
9	1月31日	一般質問を1回もしない議員も数名いる状況で、市政をよくする意気込みが見当たらない。条例制定するなら、議員定数の削減等費用分の削減を図つてからではないか。 議会だよりの更なる充実を望む。 テーマを決め、市政のビジョンに合っているか審議して活動してほしい。	議員の調査、研究、政策づくりに資するために支給するものです。	議員定数だけではなく、委員会での発言など、活発な意見交換をしています。	
	議10条3項	課題事項がたくさんあるはずだが、それらを解決せずに費用を取る方法だけ先取りしている。 市長や職員の専門性と執行権の中で、議員は反間に答えていけるのか疑問である。 政務調査費をもらわなければ議会活動ができないのか。	議員定数については、合併により24人と定められ、平成22年の選挙からは定数を4人減らし20人としたところです。 議会広報編集委員の研鑽により、レベルアップを図ります。	市民との対話の機会を増やし、議会情報を提供しながら一緒に考えていくことを目指すものです。	諸課題に対しても、議員活動を高めるために支給するものです。
		基本条例は自信があるならやればいいが、政務調査費は別問題なので切り離してほしい。	議員は、その発言に責任を持つとともに、調査研究を深めて政策を提案していくことが求められています。	市民との対話、調査研究、研修会等、幅広く市民に見える議会活動をするためには、政務調査費は必要だと考えています。	政務調査費が適正に執行され、その使途の透明性を確保するためには議会基本条例で定めています。また、政務調査費は政策立案・調査機能の充実、実現能力の向上に資することを目的にしており

No	月 日	市 民 の 意 見	素 案	回	答	
10	1月 31日	<p>議員定数の減等、コスト削減をしてめどが出てから実施してほしい。民間ではこのような金額の捻出に苦労している。</p> <p>広聴費は会派、個人でなく、議会主導で予算化して周知することが望ましい。</p> <p>不適切に使用した場合の罰則規定の文面が見当たらない。</p> <p>監査機能（時期）、周知報告機能体系が分からぬ。</p> <p>議長が多忙な中で、管理がいきわたるのか疑問である。</p> <p>会派結成の目的、方向性が事前に市民に伝わっていない。</p> <p>反問権を付与するとあるが、市長から反問された場合、答えられる議員が何人いるのか。</p> <p>なぜ、今この時期に調査費が必要なのか。</p> <p>どうしても必要であるならば、調査費をプール制にしてその都度使用できるようなシステムを構築してほしい。</p>	<p>議員定数の減等、コスト削減をしてめどが出てから実施してほしい。民間ではこのような金額の捻出に苦労している。</p> <p>広聴費は会派、個人でなく、議会主導で予算化して周知することが望ましい。</p> <p>不適切に使用した場合の罰則規定の文面が見当たらない。</p> <p>監査機能（時期）、周知報告機能体系が分からぬ。</p> <p>議長が多忙な中で、管理がいきわたるのか疑問である。</p> <p>会派結成の目的、方向性が事前に市民に伝わっていない。</p> <p>反問権を付与するとあるが、市長から反問された場合、答えられる議員が何人いるのか。</p> <p>なぜ、今この時期に調査費が必要なのか。</p> <p>どうしても必要であるならば、調査費をプール制にしてその都度使用できるようなシステムを構築してほしい。</p>	政	<p>広聴は、会派及び議員個々の活動として行われているほか、議会全体でも今後取り組んでいくことにしています。</p> <p>監査は、市監査委員が行います。収支報告書等については、議長は市民に公表します。市民の請求により閲覧することができます。</p> <p>罰則については、他の補助金と同様の扱いと考えます。</p>	<p>議員定数については、合併により24人と定められ、平成22年の選挙からは定数を4人減らし20人としたところです。</p>
11	1月 31日	<p>議長の職務として管理していきます。</p> <p>議会広報等で会派制・会派組織等を報告いたしております。</p> <p>反問権により議員は高度な調査・回答能力が必要になりますので、一層の調査機能・立案能力の向上に努めます。</p> <p>合併後、初めて改選された議会で、議会の活性化を目的に議会改革の協議を重ねてきた結果に基づき提案されているものです。</p> <p>会派の諸活動に係る経費は今まで議員報酬から賄つてきました。政務調査費は計画書を出して交付を受け、最後に精算して残金は市に返還するというしくみです。</p>	<p>政8条 10条</p>	<p>議員定数については、合併により24人と定められ、平成22年の選挙からは定数を4人減らし20人としたところです。</p>	<p>議員定数については、合併により24人と定められ、平成22年の選挙からは定数を4人減らし20人としたところです。</p>	

参 加 状 況

開催日	開催場所	参加人数
平成23年1月11日	小出老人憩いの家	7名
	上郷生活改善センター	7名
平成23年1月12日	スマイル	7名
	象潟公民館	21名
平成23年1月13日	上浜構造改善センター	13名
	院内集落会館	15名
平成23年1月14日	金浦青年ホーム	5名
	釜ヶ台はんの木	18名

市内8箇所で説明会を開催しました。合計93名の方々の参加を頂きありがとうございました。

素案に対する質問・意見状況

説明会会場で頂いた意見等

議会基本条例（案）について	68件
政務調査費の交付に関する条例（案）について	47件
その他（市への要望等）	14件

同じ質問・意見も1件としてカウントしています。

パブリックコメントについて

受付総数

11名

議会基本条例（案）について	11件
政務調査費の交付に関する条例（案）について	22件
その他	4件

11名の方々からパブリックコメントをお寄せ頂きありがとうございました。なお、提出時には必要事項の明記をお願いしましたが、中には匿名・偽名があり残念でした。



▲ 釜ヶ台地区老人憩いの家

議会は、条例制定にむけて二年間にわたり、課題に取り組んできました。今、なぜ議会基本条例なのでしょうか。それは、議会活性化を含め、議会改革はどうあるべきかということに尽きると思います。合併前には、改革について思うように議論や意見交換がなされなかつた経緯があります。背景には、議会内や世論においても、今日のように二元代表制等について討論や意見の場が少なく機運が高まらなかつた感があります。

今、全国的に議会基本条例が求められ、制定に向けて準備を進めている議会が増えています。その中で、改革のモデルでもあり、政策形成サイクルを確立した会津若松市議会の議会基本条例はゆるぎないものとなっています。

議会改革に向けて

議会運営委員長
佐藤 元



▲ 上浜構造改善センター

にかほ市議会も制定にむけ、意見交換、説明会を開催してきたところです。また、出された意見、要望は議会に対する既存の政策評価と検証であつたものと考えております。条例は手段であつて目的ではありません。市民福祉の向上、市政発展への寄与が最終目的であります。この条例を制定することは、市民が議会を通して政策決定過程に関与する機会と捉え、そして、活力ある議会運営につながるものと確信しています。にかほ市議会は、新たなスタート地点に立ち、市民とともに歩みを進めています。